

意見書の提案理由の説明（要旨）

2005 年 12 月議会

2005/12/16

日米安全保障協議委員会で合意した「中間報告」において、海上自衛隊鹿屋基地に米軍海兵隊普天間基地の空中給油機 12 機と 300 名規模の米海兵隊の移駐が検討されていることが明らかになりました。

地元鹿屋市や大隅半島の全ての自治体は、4 月の米軍移転の報道がなされた時から直ちに反対の表明及び決議等を行い、関係省庁等に申し入れを行ってきました。

今回移転案が正式に発表になってからも、その態度は変わらず、串良町と吾平町では、12 月議会で、再度、計画案に反対し、その撤回を強く要求する意見書をあげています。

伊藤知事も、地元の合意なしで進めてはならないこと、沖縄の基地負担軽減が目的のはずでありながら沖縄県知事自体が反対していること、岩国に移転予定の空中給油機が鹿屋に移駐するのは負担のつけ回しであることなどの理由で、本移転案に「賛成できない」と反対の意志を表明しています。

全国でも、米軍基地の強化・移転となった自治体では東京都知事を除いて、首長は全て反対の意志を表明しています。

これらの背景には、これまで、沖縄をはじめとして、米軍基地が存在する自治体で、米軍による犯罪や事故、環境・騒音被害など、住民が様々な被害を受けてきた事実が存在します。

米軍が日本国内で起こした事件・事故は、1972 年の沖縄返還前の分は含まず、防衛施設庁が把握しているものだけでも、件数で 20 万 1,481 件、それによる日本人の死者は、1,076 人にも上ります。今年の 6 月にも米軍嘉手納基地所属の米兵による女児わいせつ事件がおきました。

これらの過去の「犯罪」「事件」のうち、日米地位協定のもとで、1985 年から 2004 年までに軍事裁判がおこなわれたのはたったの 1 件で、米軍の犯罪は野放しにされている状況です。

また、この 11 月末には、米軍嘉手納基地で、地元が無断で、F A 18 戦闘攻撃機による戦闘訓練が昼夜を分かたず繰り返し行われ、さらに無差別大量殺傷兵器として世界的にも批判のあるクラスター爆弾を投下しての訓練の疑いがあるということで、今月 12 日、嘉手納町議会は抗議決議と意見書をあげています。

本県議会でも、昨年 10 月に、宜野湾市の沖縄国際大学で起きた米軍大型ヘリコプター墜落事故に関し、事故原因の究明のための沖縄県警察による現場検証を拒否し、十分な事故原因や再発防止策等の説明を行わないまま同型機の飛行を再開された事に対し、日米地位協定の抜本的見直しを求めることを含めた意見書を全会一致であげています。

他の米軍基地の実態のように、住民の意向を無視した訓練が強行され、もし事故が起きても、日本の主権を認めない形での処理がなされるなど、米軍基地の存在が、県民の生命と財産を脅かし、環境・騒音被害を招くことは明らかであります。

この移転案が実施されれば、空飛ぶガソリンスタンドとも言われている空中給油機が、県本土上空を行き来することになるわけであり、これらの問題は、鹿屋市やその周辺自治体だけのことではありません。

先ほど自民党会派から提案されました意見書案には、本移転案は「負担のつけ回しである」ことや「地元の合意なくして進めてはならない」としながらも、国に対して、住民への十分な情報や説明を求めるという内容であり、これでは、地元住民の強い反対の声に応えるものとは言えません。

本県議会が、県民の生命・財産を守り、安心・安全な生活を保持する立場であるならば、強く反対を表明している、地元やその周辺自治体の住民の思いに応えるためにも、県議会として、「反対する」という意志を明確に表明する意見書を提出すべきであると考えます。

よって、本意見書案を提案するものであります。